

## 防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法／施行令

### 定義（第2条）

農業用ため池	農業用水の供給の用に供される取水施設であつて、堤体及び取水施設により構成される施設 ただし、堤高15m以上のダム（河川法第44条第1項に規定するダム及び貯水施設の構造に関する近代的な技術基準に基づいて設置され、かつ、土地改良法等に基づく施設管理規程が整備されているもの）は除く
防災工事	農業用ため池の決壊を防止するために施行する工事 （廃止工事を含む）
劣化状況評価	防災工事の必要性についての判断に資するために行う劣化による農業用ため池の決壊の危険性の評価
地震・豪雨耐性評価	防災工事の必要性についての判断に資するために行う地震又は豪雨による農業用ため池の決壊の危険性の評価

### 防災重点農業用ため池の指定（第4条）

都道府県知事は、農業用ため池であつてその決壊による水害その他の災害により周辺の区域に被害を及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものを、防災重点農業用ため池として指定することができる。

#### 指定要件（施行令）

1. ため池から100m未満の浸水区域内に居住者等の避難が困難となる家屋等があるもの
2. ため池から500m未満の浸水区域内に居住者等の避難が困難となる家屋等があり、かつ、ため池の貯水量が1,000 m<sup>3</sup>以上のもの
3. ため池の浸水区域内に居住者等の非難が困難となる家屋等があり、かつ、ため池の貯水量が5,000 m<sup>3</sup>以上のもの
4. 上記以外で、決壊による水害その他の災害を防止する必要性が特に高いと認められるもの

### 推進計画（第5条）

都道府県知事は、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の集中的かつ計画的な推進を図るため、防災工事推進計画を策定。

（内容）

- ① 防災工事等の推進に関する基本的方針
- ② 劣化状況評価の実施に関する事項
- ③ 地震・豪雨耐性評価の実施に関する事項
- ④ 防災工事の実施に関する事項
- ⑤ 防災工事の実施にあつての市町村との役割分担及び連携に関する事項

### 法律の失効

令和13年3月31日